

# 子どもの成長を社会全体で支える —鹿沼市ヤングケアラー支援条例を制定—

こども・家庭サポートセンターこども・家庭相談係 ☎(63)2177

さまざまな事情により、お手伝いの範囲を超えて家事や介護などを日常的に行う「ヤングケアラー」。急速な高齢化の進行などを背景に、18歳未満の若い世代でも家庭内のケアを担うことによって勉強や友人との時間に影響が生じることが懸念されています。

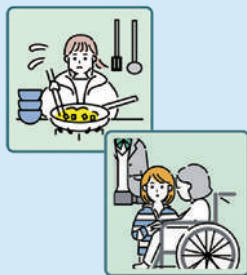
市では「全てのこどもが安心して成長できるまちづくり」を重点事業とし、ヤングケアラーへの支援を推進するため、「鹿沼市ヤングケアラー支援条例」（令和5年4月1日施行）を制定しました。

## <ヤングケアラーとは…>

さまざまな事情により、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

（参考：厚生労働省ホームページ）



## 栃木県の実態

県内の小学6年生、中学2年生、高校2年生の52,000人を対象に調査を実施。世話をしている家族がいる割合は、小学6年生で12.0%、中学2年生で8.2%、全日制高校2年生で5.0%でした。

（参考：栃木県ヤングケアラー実態調査）

## ●鹿沼市ヤングケアラー条例について

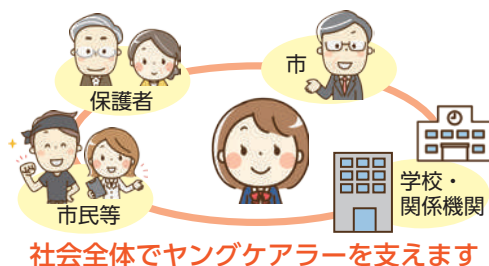
条例は、ヤングケアラーが抱える悩みを家族だけでなく、市民が社会全体の問題として理解を深め、関係機関が連携し必要な支援につなげることで、全てのヤングケアラーが個人として尊重され、心身の健やかな成長および自立が図られるよう、ヤングケアラーを早期に発見し、適切に支援していくことを目的としています。



▲条例全文

## ヤングケアラーへの支援を社会全体で担うための責務や役割を定めています。

- ・市…支援に関する施策の実施。関係者との相互連携。
- ・保護者…ヤングケアラーへの理解。子どもの意見の尊重。年齢等に応じた養育の努力。
- ・市民等…ヤングケアラーへの理解と配慮。
- ・学校・関係機関…ヤングケアラーへの支援に関する必要性の把握。相談対応や情報提供、関係機関への案内。



## 周りの大人の方へ

子ども自身がヤングケアラーであることを自覚していない場合があります。また周囲に相談できずにいる子どももいるかもしれません。

皆さんが仕事や生活を通して子どもと関わる中で、ヤングケアラーが疑われるケースがありましたら、こども・家庭サポートセンターへお知らせください。



## ヤングケアラーの皆さんへ

不安なことや心配なことがあれば、ひとりで抱え込まずに、学校の先生などの身近な大人たちに話していきましょう。また、以下の窓口でも相談できます。

こども・家庭サポートセンター	月～金曜日 (祝祭日及び 年末年始を除く)	☎0289(63)2177
児童相談所専用ダイヤル	午前8時30分～ 午後5時	☎0120(189)783
24時間子供SOSダイヤル	24時間 (年中無休)	☎0120-0-78310